平成２２年（フ）第２８６８号
北海道恵庭市本町100番地の４、申立時の住所北海道恵庭市白樺町３丁目20番４号
債務者　古田　広幸
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９５６号
札幌市豊平区豊平１条１丁目１番２―703号
債務者　渡部　晴彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８３号
北海道石狩郡当別町若葉17番地93
債務者　佐々木正文
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８４号
北海道石狩郡当別町若葉17番地93
債務者　佐々木美幸
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９４号
北海道千歳市桜木２丁目３番13号
債務者　千葉真由美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１０号
青森県八戸市大字新井田字石動木平２番地７、申立時の住所札幌市北区北26条西８丁目２番６―410号
債務者　木村　　萌
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２２号
札幌市中央区南18条西16丁目２番１号
債務者　宮下　祥子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３０号
札幌市東区北21条東20丁目１番16号　アークコート元町Ⅱ302号
債務者　倉　　益美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４８号
札幌市厚別区もみじ台東５丁目１番33―407号
債務者　宮脇　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８２号
札幌市中央区南14条西７丁目１番27号　菊地マンション12号、住民票上の住所札幌市中央区南14条西７丁目１番27号　西山マンション11号
債務者　松岡　鉄志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３２号
北海道江別市大麻南樹町６番地　R22―32号室
債務者　高島　　守
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０４号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目10番７号
債務者　工藤　眞弓
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３２号
札幌市西区琴似３条７丁目３番３号
債務者　高橋奈美子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３５号
札幌市南区真駒内柏丘３丁目１番33―208号
債務者　佐々木友子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２４号
札幌市東区北34条東17丁目１番26―406号
債務者　工藤　　悟
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２５号
札幌市東区北34条東17丁目１番26―406号
債務者　工藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８号
北海道夕張郡長沼町錦町北１丁目10番２－１号
債務者　本間なつ子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部